

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（概要）

適切な職業選択の支援に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に發揮できる環境を整備するため、関係法律についての所要の整備等を行う。

1. 勤労青少年福祉法の改正（青少年の雇用の促進等に関する法律）※船員については「ハローワーク」を「運輸局」に読替等

（1）関係者の責務の明確化等

国、地方公共団体、事業主等の関係者の責務を明確化するとともに、関係者相互に連携を図ることとする。

- 厚生労働大臣は青少年の雇用対策に関する基本方針・指針を策定
（船員についての基本方針・指針は国土交通大臣が策定。基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ交通政策審議会の意見を聞くこととなっている。）

（2）適職選択のための取組促進

- ① 新卒者の募集・ハローワークへの求人を行う企業に対し、適職選択に資する情報を応募者に提供すること等を義務付ける。
 - 提供する情報：①募集・採用に関する状況、②労働時間等に関する状況、③職業能力の開発・向上に関する状況
- ② ハローワークは、一定の労働関係法令違反の求人者について、新卒者の求人申込みを受理しないことができるようとする。
 - ハローワークは求人申込みをすべて受理しなければならないこととする職業安定法（船員については船員職業安定法）の特例
- ③ 青少年に係る雇用管理の状況が優良な中小企業について、厚生労働大臣による新たな認定制度を設ける。

（3）職業生活における自立の支援

いわゆるニートの青少年について、国、地方公共団体は自立支援に必要な施策を講じるよう努めるとともに、ハローワークは求人を行う企業に対し指導・助言を行うこととする。

2. その他 ※船員は対象外

- （1）職業安定法の改正
- （2）職業能力開発促進法の改正

【施行期日】平成27年10月1日（ただし、1.（2）①及び②は平成28年3月1日、1.（3）、2. の一部は平成28年4月1日）